平成２４年（フ）第２５６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目28番５号コーポ葵３階303号
破産者　株式会社アイ・エー・エス
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４８４号
東京都世田谷区太子堂５丁目13番９号
破産者　有限会社沖山洋服店
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４８５号
東京都稲城市東長沼1738番地の３リバーサイドヴィレッジＫ２―101
破産者　沖山　　清
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４８６号
東京都稲城市東長沼1738番地の３リバーサイドヴィレッジＫ２―101
破産者　沖山　香世
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３００４号
横浜市鶴見区駒岡１丁目37番地20号
破産者　有限会社ウッドハウス
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１９号
東京都大田区西糀谷２丁目16番10号
破産者　有限会社相野谷製作所
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８号
福井県敦賀市本町２丁目11番９号
破産者　株式会社ささい電化センター
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１８７号
静岡市駿河区稲川２丁目９番８号101号
破産者　株式会社オ・デザイン
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
鳥取県米子市蚊屋247番地12
破産者　光葉工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１０２号
松江市八幡町880番地35
破産者　有限会社サーキュレーション山陰
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４５４号
広島市中区中町７―35
破産者　エイトプラス株式会社
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３号
高知市桟橋通２丁目８番５号
破産者　有限会社土佐タイヤ商会
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８１号
高知市大津乙1738番地３
破産者　有限会社宅配弁当こまつ
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３２号
最後の住所地宮崎県都城市八幡町４―３
破産者　被相続人丸田美徳の相続財産
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４６３号
兵庫県たつの市神岡町追分375番地、従前の住所兵庫県姫路市広畑区則直180番地１
破産者　須貝　敏也
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６４号
栃木県小山市若木町３丁目13番４号
破産者　株式会社モバード
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１１３８号
千葉県館山市亀ケ原672番地２
破産者　株式会社イトーハウジング
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３９号
千葉県館山市北条1665番地
破産者　伊藤　勝彦
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２６号
千葉市若葉区小倉台５丁目６番２号
破産者　サンファミリー有限会社
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２７号
千葉県習志野市東習志野４―９―１アバハウス習志野101、住民票上の住所千葉市若葉区小倉町1012番地の８
破産者　熊谷　和廣
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４８号
千葉県船橋市芝山６丁目39番２号
破産者　有限会社高秀
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４９号
千葉県船橋市中野木２丁目10番１―101号
破産者　高橋　秀彦
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
奈良県宇陀市大字陀白鳥居223番地
破産者　株式会社大月組
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係